

長野県革新懇ニュース

2015年4月号
(発行日4月10日)
年会費5000円(送料込)
振替 0510-3-15971

190

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人: 山口光昭 編集長: 高村裕
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内
TEL: 026-234-1231 FAX: 026-234-2219 メール: yamaguti@trust.ocn.ne.jp

革新懇の3つの共同目標

- ①日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
- ②日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
- ③日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。



1953年上田市(旧丸子町)で生まれる。丸子町小、中学校卒業。1972年上田高校卒業。1977年東京大学法学部卒業。1979年司法修習終了、弁護士登録。東京の法律事務所に勤務弁護士として就職。1982年上田市に滝澤修一法律事務所開設、現在に至る。現在、長野県弁護士会憲法問題プロジェクトチーム座長、日本弁護士連合会憲法問題対策本部事務局員

日本国憲法は 人類の英知の到達点

滝澤修一さん

(県弁護士会憲法問題プロジェクトチーム座長)

印象に残る二つの事案

Q 弁護士になられた動機は?

A 法学部に進学して、官僚や外交官なども多少は考えましたが、組織人にはあまり向いていないんですね。一方で、ボランティアとして無料法律相談などに係わっていたので、比較的早くから法律を生かした仕事に就こうと考えるようになりました。1979年に弁護士登録し、3年ほど東京で勤めましたが、82年にこの場所に事務所を開設し、今に至っています。

中でも二つの事案は強く残っています。一つは比較的早い時期に係わったバイク事故で無罪を勝ち取った事件です。この事件は、バイクの二人乗りで一人が死亡し、同乗者が右腕切断の重傷を負った事故でした。数年後に重傷者が逮捕されたわけですが、その理由は、彼が運転していたというものでした。しかし、彼は運転しておらず、そのことを立証して、無罪にしたものです。もう一つは丸子警報器の女性臨時社員賃金差別事件です。この事案は、女性の差別待遇撤廃に向けた画期的な判決であり、全国的にも大きな注目を浴びました。さまざまな文献にも重要な判例として紹介されています。

大きな意味を持つ

日弁連や弁護士会の動き

Q 集団的自衛権行使の動きについては?

A 日弁連や全国の弁護士会が反対を表明しています。弁護士会は任意加入でなく、強制加入団体ですから、軽々しく見解を表明することはできません。今、安保法制を協議している自民党の高村正彦氏や公明党の北側一雄氏も弁護士ですからね。だから秘密保護法や集団的自衛権の行使容認に反対表明するというこ

とは本当に大きな意味をもっています。

主に二つの理由からです。一つは、閣議決定という方法です。弁護士会の中にも明文改憲については賛成という立場の人が一定はいると思います。そういう人も含め閣議決定で憲法解釈を変えたいということは許されな

ています。その理由は、立憲主義の破壊だということ

です。もう一つは、恒久平和主義を否定するものだと

言うことです。これは個人的見解ですが、憲法は人類の英知の到達点で

す。中でも恒久平和主義は人類史的意義をもっています。学会の中でも自衛隊は憲法の目的をないがしろにするもので、違憲という見解が多いわけ

です。だから、歴代の政権は、自衛隊は軍隊ではないとして、攻撃的な兵器の制限や防衛予算のGNP1%の枠をはめてきたわけ

です。ところがこのように今までの解釈を変えるとい

うわけでは、現行憲法は久平主義の否定以外の何ものでもありません。今後、安保法制の審議が始まりますが、閣議決定が憲法違反となることは明らかです。ただ、法律が憲法違反かどうかは具体的な事件で争うことになり

ます。その場合、様々な矛盾が激化することは

間違いありません。閣議決定はある意味マニ

アックな法制化作業であるため、分かり易い説明が必要だと思

います。テロ特措法やイラク特措法は集団的自衛権の行使ではないという見解でつく

られたわけですが、これを恒久法にしようとして

います。名古屋高裁ではイラク特措法に基づくイ

ラクへの自衛隊派遣行動は違憲だという判決が確定して

います。これからの動きは今までとは根本的に違う状況になると

思います。集団的自衛権の行使容認のような解釈改憲の動きと並行して、明文改憲に向けた動きも活発にな

っています。すでに自民党憲法改正推進本部長の船田元氏が1次、2次の国民投票を実施すると

表明していますが、明文改憲に向けた戦略をもつて臨んで

いるとみるべきです。自民党の改憲草案の前文を見ると、憲法に

対する考え方がまったく逆立ちしています。一言で

いうなら、現行憲法は国民のための国家という考え

ですが、自民の改憲草案は国家のための国民というものです。国家観

が根本的に違っています。だから、9条だけでなく人権規定も歪められて

います。こんな改憲草案を認めることはできません。

【2面に続く】

コラム

オバマ米大統領とキューバのラウル・カストロ国家評議会議長との首脳会談が59年ぶりに行われた。

一頃までアメリカの裏庭と言われた中南米でキューバは異色の国。アメリカにとつては目の上のたんこぶだった。今後の推移は予断を許さないが、両国トップが同じテーブルにいたことの歴史的意義は大きい。この背景には、ローマ法王の尽力があったと報じられているが、より本質的にはラテンアメリカでアメリカの影響力が大きく減退していることがある。ベネズエラで始まった自主独立指向の政権発足は、その後中南米全体に波及し、今や地域共同体をつくるまでに至っている。◆アメリカにとつては、もはや従来の政策が通用しない時代に入っている。オバマはこうした時代環境の変化を感じ取っているからこそ、関係回復に向けた動きに着手したのである。そして、それはアメリカの国家利益にも叶うという判断だ。◆アジアインフラ投資銀行の動きに対してアメリカと日本は明らかに後塵を浴びている。アメリカはしたたかな世界戦略の上でそうした判断をしたのだろうが、日本は思考停止状態で、ただアメリカの顔色を伺うばかり。国際情勢の大きな変化の中で、何が「国益」なのか自分の頭で考える政権が望まれる。

【H】